

放課後児童健全育成事業運営の手引

1. 事業の趣旨

放課後児童健全育成事業（以下、「事業」といいます。）とは、小学校及び義務教育学校の前期課程に就学している児童で授業終了後、保護者の就労等により家庭で保護を受けられない児童（以下「児童」という。）の保護及び健全育成を図るため、児童福祉法（以下、「法」といいます。）第6条の3第2項で定められている事業です。

2. 事業の基準

事業の設備及び運営については、平成27年4月施行の法改正に伴い、厚生労働省令で定める基準を踏まえて、市が事業の設備及び運営に関する基準を条例で定め、市内で事業を実施する者（以下、「事業者」といいます。）が、市への届出を経て事業を実施することとなりました。

本市では、「姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下、「条例」といいます。）で基準を定めており、事業者は、条例の基準を遵守する必要があります。

条例においては、児童の安全確保等の観点から、事業の一般原則、面積等の設備基準、職員配置基準を設けています。事業者のみなさまにおかれましては、別添の「条例重要事項抜粋」を参照していただき、事業の実施にあたっては、条例の基準及び消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していただく必要があります。

3. 事業の届出

事業を開始する場合は、法施行規則に定められる事項について、姫路市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱に定める様式により、市に届出を行うことが義務づけられています。また、届出を行った事業者は、運営状況等について報告をしていただくこととなります。また、事業の開始後、届出事項に変更があった場合や、事業を廃止又は休止する場合にも届出が必要となります。

なお、法上の事業として実施しない類似事業（事業の目的が異なるもの（スポーツクラブや塾など）や、特定の者のみを事業の利用対象とするもの（当該事業者の既存別事業の利用者のみを対象とするなど））については、届出の対象外となります。

4. 国の運営指針

事業の実施については、条例に基づき運営することとなりますが、国は、事業について保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保するために、あらかじめ「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「指針」といいます。）を策定しています。

指針には、事業の運営内容の具体的な内容が定められていますので、事業を運営する際に参考としてください。

5. 条例について

姫路市内において、事業を開始・運営する場合、本市が条例で定めた基準を遵守しなければなりません。以下にその内容を記載します。

【事業全般に関する規定】

(1) 事業の最低基準、一般原則について（第3条～第13条）

条例では、事業における最低基準として、児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障しています。

事業者は次の要件を備えるものであることを要します。

【事業者の備えるべき要件】（第3条～第13条関係）

- ア 最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- イ 最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- ウ 利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- エ 自らが利用者に対する支援の提供時の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、利用者が安全に安心して支援を受けることができるようにしなければならない。
- オ 地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- カ その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- キ 事業を行う場所（以下「事業所」といいます。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- ク 運営について、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

(2) 帳簿の整備について（第16条）

事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければなりません。

(3) 運営規程について（第15条）

事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければなりません。

【運営規程で規定すべき事項】（第 15 条関係）

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

【計画の策定に関する規定】

- (4) 安全計画の整備について（第 7 条の 2）

利用者の安全を図るため、設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」といいます。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- (5) 業務継続計画の整備について（第 13 条の 2）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【設備に関する規定】

- (6) 非常災害対策について（第 7 条）

事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければなりません。また、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければなりません。

- (7) 自動車を運行する場合の所在の確認について（第 7 表の 3）

事業者は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び校舎の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければなりません。

(8) 設備の基準について(第10条)

事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」といいます。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければなりません。

専用区画の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上でなければなりません。

専用区画並びに設備及び備品等(以下「専用区画等」といいます。)は、事業所を開所している時間帯を通じて当該事業の専用に供するものでなければなりません。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではありません。また、専用区画等は衛生及び安全が確保されたものでなければなりません。

(9) 衛生管理等について(第14条)

事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければなりません。また、事業者は、事業所において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。さらに、事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければなりません。

【開所時間等に関する規定】

(10) 開所時間及び日数について(第19条)

事業者は、事業所を開所する時間について、以下に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めることとしています。

【開所時間及び日数について】(第19条第1項関係)

項目	内容
小学校の授業の休業日に行う事業	1日につき8時間
小学校の授業の休業日以外の日に行う事業	1日につき3時間

また、事業者は、事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めることとしています。

【職員に関する規定】

(11) 職員の要件及び資質向上について(第8条～第9条)

事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければなりません。また、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持並びに向上に努めなければなりません。さらに、事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければなりません。

(12) 職員の配置基準について(第11条第1項～第2項、第5項)

事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員(以下、「支援員」といいます。)を配置しなければなりません。**支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とします。**ただし、その1人を除き、支援員が行う支援を補助する者(以下、「補助員」といいます。)をもって代替できます。

支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければなりません。ただし、利用者が20人未満の事業所で、支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りではありません。

(13) 支援員の資格要件について(第11条第3項、附則第2項)

支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、「県又は政令指定都市若しくは中核市が行う研修(兵庫県実施分は、「兵庫県放課後児童支援員認定資格研修」)」を修了する必要があります。実施内容や受講者の募集方法については、例年実施主体から周知されます。

なお、この研修の修了については、令和7年3月31日までの経過措置が設けられています。

【支援員認定資格研修の受講資格】(第11条第3項関係)

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(14) 支援の単位について(第11条第4項)

支援の単位とは、事業における支援であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいいます。1つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下としています。

(15) 職員の秘密保持について(第17条)

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけません。また、事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければなりません。

【利用者・関係機関に関する規定】

(16) 利用者への対応について(第12条、第13条、第18条)

事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分により差別的取扱いをしてはいけません(平等に取り扱う原則)。また、職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為(虐待等)をしてはいけません(虐待等の禁止)。

さらに、事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。あわせて、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければなりません(苦情への対応)。

(17) 保護者・関係機関への対応について(第20条、第21条)

事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければなりません。また、事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければなりません。

(18) 事故発生時の対応について(第22条)

事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。

6. 事業への市の関与について

本市では、法第34条の8の3(報告及び立入調査等)を根拠に、事業所において実施される事業の運営内容に対して、その状況が条例の基準に適合しているか、毎年度1回程度事業所への立入検査を実施し、指摘事項がある場合は改善を求める等の関与を行っています。事業者には、法に基づき、市長が必要と認める事項を報告することや職員の立入検査や質問への対応

にご協力いただくことになります。

検査の結果、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行います。また、児童の安全確保等の観点から看過できない場合は、文書による改善勧告を行います。勧告に従わない場合はその旨の公表、さらには改善命令、事業の制限や停止の処分を受ける場合があります。

事業者におかれましては、本手引を参照いただき、日頃から、条例に適合した事業の運営を行っていただきますようお願いいたします。